

## ○鹿児島県警察の組織に関する訓令

(昭和52.4.7  
鹿児島県警察本部訓令第2)

改正 前略…令和5.2訓令第8

鹿児島県警察の組織に関する訓令（昭和36年鹿児島県警察本部訓令第8号）の全部を改正する。

### 目次

	ページ
第1章 総則（第1条・第2条）	341
第2章 本部（第3条—第14条の38）	342
第3章 警察学校（第15条—第20条）	361
第4章 警察署（第21条—第42条）	362
附則	369

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この訓令は、鹿児島県警察の組織に関する規則（平成6年鹿児島県公安委員会規則第13号。以下「組織規則」という。）第42条の規定に基づき、鹿児島県警察の所属の内部組織に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

本条…一部改正〔平成6.3訓令第6、10訓令第22、7.3訓令第3、8.3訓令第8、12.3訓令第7〕

#### （用語の意義）

第2条 この訓令における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本部とは、鹿児島県警察本部をいう。
- (2) 本部長とは、鹿児島県警察本部長をいう。
- (3) 警察学校とは、鹿児島県警察学校をいう。
- (4) 警察署とは、鹿児島県警察の警察署をいう。
- (5) 機動隊とは、警備部機動隊をいい、鹿児島県警察機動隊と称する。
- (6) 本部の各課とは、本部の各部の課、科学捜査研究所、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊をいう。
- (7) 所属とは、本部の各課、警察学校及び警察署をいう。
- (8) 課長とは、本部の各課の長をいう。
- (9) 校長とは、警察学校の長をいう。

- (10) 署長とは、警察署の長をいう。
- (11) 所属長とは、所属の長をいう。
- (12) 理事官等とは、本部の各課の理事官、副所長及び副隊長をいう。
- (13) 事務職員等とは、事務職員及び技術職員をいう。
- (14) 交番等とは、警察署に置く幹部派出所、交番、警備派出所、署所在地及び幹部派出所所在地をいう。
- (15) 駐在所とは、1人又は複数の地域警察官が、原則として駐在して勤務する地域警察施設をいう。

本条…一部改正〔昭和60.9訓令10、61.2訓令3、平成6.3訓令6、10訓令22、7.3訓令3、8.3訓令8、18.3訓令7、19.3訓令12〕

## 第2章 本部

### (理事官等)

第3条 本部の各部の課に理事官を、科学捜査研究所に副所長を、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊に副隊長を置く。

- 2 理事官等には、警視又は警部の階級にある警察官又はこれに相当する事務職員若しくは技術職員をもつて充て、本部長が任命する。
- 3 理事官等は、命を受け、各課の事務の総括運営について課長を補佐するほか、課の所掌事務のうち重要事項に係るものについての調査、企画及び立案に参画し、部下の職員を指揮監督する。

本条…一部改正〔昭和60.9訓令10、平成6.3訓令6、10訓令22、7.3訓令3、8.3訓令8、19.2訓令1、3訓令12〕

### (調査官等)

第4条 前条に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職（以下この条において「調査官等」という。）を同表の中欄に掲げる課に置くものとし、その職にある者は、それぞれ上司の命を受け、同表の右欄に掲げる事務を処理する。

職	課	職 務
教 養 企 画 官	警 務 課	警察教養に関する事務の総括
人 事 調 査 官	〃	人事に関する事務の総括
企 画 調 査 官	〃	組織機構その他警察行政全般についての企画、調査及び研究に関する事務
給 与 調 査 官	〃	給与に関する事務の総括
総 務 調 査 官	総 務 課	本部長の秘書及び他官庁との調整に関する

		事務
総務会計官	警務課	警務部の各課の会計に関する事務の総括
	生活安全企画課	生活安全部の各課の会計に関する事務の総括
	刑事企画課	刑事部の各課の会計に関する事務の総括
	交通企画課	交通企画課、交通指導課及び交通規制課の会計に関する事務の総括
	公安課	公安課及び警備課の会計に関する事務の総括
広報官	総務課	警察広報に関する事務の総括
監察官	監察課	監察、訟務及び特命に関する事務の総括
留置管理官	留置管理課	留置業務に関する事務（集中護送を含む。）の総括
生活安全適正業務指導統括官	生活安全企画課	捜査の適正化、公判対策及び許可等事務に係る指導教養に関する事務の指導統括
	人身安全・少年課	
	生活環境課	
	サイバー犯罪対策課	
地域安全情報官	生活安全企画課	犯罪発生に関する情報の集約、分析及び広報並びに地域安全情報・検挙情報の広報等に関する事務の総括
地域調査官	地域課	警察用船舶及び地域警察活動用車両の整備、運用等に関する事務の総括
少年補導官	人身安全・少年課	少年補導に関する調査、研究及び指導教養に関する事務
児童虐待対策官	〃	児童虐待に関する事務の総括
刑事指導官	刑事企画課	適正捜査及び捜査管理に関する指導教養並びに捜査支援に関する事務
取調べ指導官	〃	取調べの高度化・適正化に係る指導教養等に関する事務の統括

第2編 警務 鹿児島県警察の組織に関する訓令

広域捜査官	捜査第一課	広域重要事件の捜査に関する指導及び調整に関する事務
検視官	〃	検視及び死体の検証に関する事務
性犯罪捜査指導官	〃	性犯罪捜査に関する指導、企画及び調整に関する事務
広域捜査官	捜査第二課	広域重要事件の捜査に関する指導及び調整に関する事務
告訴専門官	〃	捜査第二課の所掌事務に係る告訴・告発に関する専門的・技術的指導及び具体的な事件処理に関する事務
総括情報官	組織犯罪対策課	組織犯罪に関する情報の収集・分析及び統一的な方針・戦略の立案に関する事務
組織犯罪対策官	〃	組織犯罪の捜査に関する事務の総括
薬物銃器対策官	〃	薬物銃器対策に関する事務の総括
鑑定指導官	科学捜査研究所	鑑定に関する指導教養及び調整に関する事務
交通事故分析官	交通企画課	交通事故原因の分析及び検討に関する事務
交通指導官	交通指導課	交通指導取締りの企画並びに交通反則通告制度、交通切符制度及び交通指導取締りの技術方法に関する指導教養に関する事務
交通事故事件捜査統括官	〃	特定事故事件捜査の統括及び指導対象事故事件の指導・教養に関する事務
被害者連絡調整官	〃	交通事故被害者対策の総括及び被害者連絡の指導・教養に関する事務
交通管制官	交通規制課	交通管制センターに係る交通管制及び交通安全施設の設置に関する調査、研究並びにこれらの企画に関する事務
交通聴聞官	免許管理課	運転免許の行政処分に関する聴聞又は意見の聴取に関する事務
公安調査官	公安課	警備調査活動に関する事務の総括及び指導教養に関する事務
公安捜査指導官	〃	警備犯罪捜査の指導教養に関する事務

外事情報官	〃	外事情報収集活動に関する事務の総括
危機管理調査官	警備課	警備課の所掌事務のうち、警衛・警護を除く事務の総括
警衛調査官	警衛警備対策課	警衛警備の各種調査に関する事務の統括

2. 調査官等には、警視若しくは警部の階級にある警察官又はこれに相当する事務職員若しくは技術職員をもつて充て、本部長が任命する。

本条…一部改正(昭和60.9訓令10、63.4訓令5、平成元.2訓令2、8訓令14、11訓令23、3.3訓令5、7訓令15、4.3訓令6、7訓令15、5.8訓令12)、全部改正(平成6.3訓令6)、一部改正(平成6.10訓令22、8.3訓令8、5訓令13、9.2訓令4、11.2訓令3、13.2訓令2、3訓令8、12訓令47、17.3訓令8、18.3訓令7、19.2訓令1、3訓令12、8訓令28、20.8訓令16、21.3訓令2、9訓令20、22.3訓令6、8訓令21、23.1訓令1、24.3訓令2、25.3訓令3、26.3訓令5、28.8訓令19、29.3訓令2、31.3訓令8、令和2.3訓令7、3.3訓令5、5訓令25、4.3訓令5、5.2訓令8)

(課長補佐)

第5条 前2条に定めるもののほか、本部の各課に課長補佐(所長補佐及び隊長補佐を含む。以下この条において同じ。)を置くことができる。

2 課長補佐には、警部の階級にある警察官又はこれに相当する事務職員若しくは技術職員をもつて充て、本部長が任命する。

3 課長補佐は、命を受け、担当の事務の処理について課長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。

本条…一部改正(昭和60.9訓令10、61.2訓令3、12訓令27、62.3訓令7、5訓令14、63.4訓令5、平成元.2訓令2、8訓令14、4.7訓令15、8訓令17)、全部改正(平成6.3訓令6)、一部改正(平成13.3訓令8、18.3訓令7、19.3訓令12)

(術科師範等)

第5条の2 前3条に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職(以下この条において「術科師範等」という。)を同表の中欄に掲げる課に置くものとし、その職にある者は、それぞれ上司の命を受け、同表の右欄に掲げる事務を処理する。

職	課	職 務
術科師範	警務課	警察術科の指導教養に関する事務
生活安全適正捜査指導官	生活安全企画課	捜査の適正化、公判対策等のための指導教養に関する事務
少年事件指導官	人身安全・少年課	少年事件の適正な捜査及び調査に関する指導教養に関する事務

刑事教養官	刑事企画課	刑事の実務教養及び適任者の選考に関する事務
傍受指導官	〃	通信傍受の実施に係る指導教養に関する事務
組織窃盗対策官	捜査第一課	組織窃盗の捜査、組織の実態及び盗品処分ルート等の解明並びに発生状況の把握、情報の集約及び分析に関する事務
広域機動捜査班長	〃	別に定める広域機動捜査班に関する事務
知能犯情報官	捜査第二課	知能犯罪に関する情報の管理及び総合分析並びに情報収集の指導教養に関する事務
鑑識指導官	鑑識課	現場鑑識活動、鑑定、検査等鑑識に係る指導に関する事務
登録審査官	免許管理課	点数制度による行政処分事務のうち違反調査票に係る交通違反及び交通事故の登録業務の審査及び調査に関する事務
講習指導官	〃	講習に関する企画並びに講習の内容、方法等の研究改善並びに委託講習実施者及び講習指導員に対する指導教養に関する事務
機動隊中隊長	機動隊	機動隊に関する事務
管区機動隊中隊長	〃	管区機動隊に関する事務
主幹	本部の各課	課長が命ずる特命の事務

- 2 術科師範等には、警部の階級にある警察官又はこれに相当する事務職員若しくは技術職員をもって充て、本部長が任命する。

本条…追加(平成6.3訓令6)、一部改正(平成6.10訓令22、8.3訓令8、9.2訓令4、5訓令10、11.2訓令3、12.3訓令7、13.3訓令8、17.3訓令8、19.2訓令1、3訓令12、8訓令28、20.2訓令1、8訓令16、21.3訓令2、22.3訓令6、23.1訓令1、24.3訓令2、25.3訓令3、8訓令16、30.3訓令3、令和2.3訓令7、4.3訓令5)

(交通事故鑑識官等)

第5条の3 前4条に定めるもののほか、交通指導課に交通事故鑑識官及び被害者連絡調整官補佐を置く。

- 2 交通事故鑑識官及び被害者連絡調整官補佐には、警部又は警部補の階級にある警察官をもって充て、本部長が任命する。

3 交通事故鑑識官は、命を受け、特定事故事件の実況見分及び鑑識活動の現場指揮並びに交通専務員への指導・教養に関する事務を処理する。

4 被害者連絡調整官補佐は、命を受け、被害者連絡及び被害者連絡に関する専門員への指導・助言並びに教養に関する事務を処理する。

本条…追加(平成20.8訓令16)、一部改正(平成25.8訓令16)

(科)

第5条の4 科学捜査研究所に、その所掌事務を分掌処理するため、法医科、化学科、物理科及び人文科を置く。

2 科の分掌事務は、科学捜査研究所長が本部長の承認を得て定める。

本条…追加(平成24.3訓令2)

(係)

第6条 本部の各課に、その所掌事務を分掌処理するため、係を置く。

2 本部の各課の係の名称は、別表第1のとおりとする。

3 係の分掌事務は、課長が本部長の承認を得て定める。

(統括係長等)

第7条 本部の各課の係に、統括係長を置くことができる。

2 前項のほか、必要な本部の各課に、術科教師を置くことができる。

3 統括係長及び術科教師には、警部補の階級にある警察官又はこれに相当する事務職員若しくは技術職員をもって充て、本部長が任命する。ただし、統括係長の担当係は、課長が本部長の承認を得て命ずる。

4 統括係長は、命を受け、係の分掌事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。

5 術科教師は、命を受け、警察術科の指導教養に当たる。

本条…一部改正(平成13.3訓令8、12訓令47、19.3訓令12、23.5訓令19、26.3訓令5、令和4.3訓令5)

(係長等)

第7条の2 本部の各課の係に、係長及び主査(以下「係長等」という。)を置くことができる。

2 係長等には、警部補の階級にある警察官又はこれに相当する事務職員若しくは技術職員をもって充て、本部長が任命する。ただし、係長等の担当事務は、課長が本部長の承認を得て命ずる。

3 係長等は、命を受け、担当の事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。

本条…追加〔平成23.5訓令19〕、全部改正〔平成26.3訓令5〕

(主任及び係員)

第8条 本部の各課の係に、所要の主任及び係員を置く。

2 巡査部長の階級にある警察官は主任とし、事務職員、技術職員又はその他の職員(単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則(昭和32年鹿児島県公安委員会規則第4号)第2条に定める現業職給料表の適用を受け、別表第2に掲げる者をいう。以下同じ。)たる主任は、本部長が任命する。ただし、主任の係は、課長が命ずる。

3 主任は、命を受け、分掌事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。

4 係員には、巡査の階級にある警察官又は事務職員、技術職員若しくはその他の職員(主任たる事務職員、技術職員及びその他の職員を除く。)をもって充て、課長が命ずる。

5 係員は、命を受け、分掌事務を処理する。

本条…一部改正〔平成3.3訓令5、19.3訓令12、25.3訓令3〕

(交通巡視員)

第9条 本部の課に、交通巡視員を置くことができる。

2 交通巡視員は、別に法律で定める要件を備える者の中から、本部長が任命する。

3 交通巡視員の任務その他必要な事項は、本部長が別に定める。

本条…追加〔平成3.3訓令5〕

(少年補導職員)

第10条 本部の課に、少年補導職員を置くことができる。

2 少年補導職員は、事務職員の中から、本部長が任命する。

3 少年補導職員の任務その他必要な事項は、本部長が別に定める。

本条…追加〔平成3.3訓令5〕、一部改正〔平成10.11訓令46、19.3訓令12、30.3訓令3〕

(船舶乗組員)

第10条の2 本部の課に、船舶乗組員を置くことができる。

2 船舶乗組員は、技術職員の中から、本部長が任命する。

3 船舶乗組員の任務その他必要な事項は、本部長が別に定める。

本条…追加(平成11.11訓令24)、一部改正(平成19.3訓令12)

(科長等)

第10条の3 科学捜査研究所に、科長、総括研究員、主任研究員及び研究員を置くことができる。

- 2 科長には課長補佐に相当する技術職員を、総括研究員には主幹に相当する技術職員を、主任研究員には係長又は主査に相当する技術職員を、研究員には主任又は係員に相当する技術職員をもつて充て、本部長が任命する。
- 3 科長は、命を受け、科の分掌事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。
- 4 総括研究員及び主任研究員の担当事務は、科学捜査研究所長が本部長の承認を得て命ずる。
- 5 総括研究員及び主任研究員は、命を受け、担当の事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。
- 6 研究員は、命を受け、分掌事務を処理する。

本条…追加(平成24.3訓令2)

(兼務)

第11条 課長は、必要があるときは、統括係長、係長等、主任又は係員に、他の係の分掌事務を兼務させることができる。

旧9条…繰下(平成3.3訓令5)、本条…一部改正(平成26.3訓令5)

(警察機動センター)

第11条の2 本部に、緊急事態発生時の部隊運用等を担当する警察機動センターを置く。

- 2 警察機動センターの組織に関し必要な事項は、別に本部長が定める。

本条…追加(平成19.2訓令1)

(附置機関)

第11条の3 本部の各課に、その所掌事務の一部を分掌させるため、室、センター、隊等(以下「附置機関」という。)を附置することができる。

- 2 次条から第14条の38までに規定する附置機関は、別表第2の2のとおりとする。

本条…追加(平成23.1訓令1)、一部改正(平成24.3訓令2、27.3訓令7、29.3訓令2、30.3訓令3、令和3.3訓令5、5.2訓令8)

(被害者支援室)

第12条 総務課に、その所掌事務の一部を分掌させるため、被害者支援室を附置する。

2 被害者支援室の組織に関し必要な事項は、別に本部長が定める。

本条…全部改正〔平成12.8訓令14〕、一部改正〔平成13.10訓令36、26.3訓令5、令和5.2訓令8〕

(警察情報センター)

第13条 総務課に、その所掌事務の一部を分掌させるため、警察情報センターを附置する。

2 警察情報センターの組織に関し必要な事項は、別に本部長が定める。

本条…全部改正〔平成13.10訓令36、26.3訓令5〕、一部改正〔令和3.3訓令5、5.2訓令8〕

(照会センター)

第14条 情報管理課に、その所掌事務の一部を分掌させるため、照会センターを附置する。

2 照会センターの組織に関し必要な事項は、別に本部長が定める。

旧11条…線下〔平成3.3訓令5〕、旧13条…線下〔平成4.3訓令6〕、本条…全部改正〔平成8.3訓令8、15.1訓令1〕

(通信指令室)

第14条の2 地域課に、その所掌事務の一部を分掌させるため、通信指令室を附置する。

2 通信指令室の組織に関し必要な事項は、別に本部長が定める。

本条…追加〔平成6.3訓令6〕

(施設管理室)

第14条の3 会計課に、その所掌事務の一部を分掌させるため、施設管理室を附置する。

2 施設管理室の組織に関し必要な事項は、別に本部長が定める。

本条…追加〔平成6.3訓令6〕、一部改正〔平成8.3訓令8〕、全部改正〔平成14.3訓令8〕

第14条の4 削除〔令和4.3訓令5〕

(監査室)

第14条の5 会計課に、その所掌事務の一部を分掌させるため、監査室を附置する。

2 監査室の組織に関し必要な事項は、別に本部長が定める。

本条…追加(平成9.2訓令4)

第14条の6 削除(令和4.3訓令5)

(少年サポートセンター)

第14条の7 人身安全・少年課に、その所掌事務の一部を分掌させるため、少年サポートセンターを附置する。

2 少年サポートセンターの組織に関し必要な事項は、別に本部長が定める。

本条…追加(平成11.2訓令3)、一部改正(令和2.3訓令7)

(指紋情報管理室)

第14条の8 鑑識課に、その所掌事務の一部を分掌させるため、指紋情報管理室を附置する。

2 指紋情報管理室の組織に関し必要な事項は、別に本部長が定める。

本条…追加(平成11.8訓令22)

(健康管理室)

第14条の9 厚生課に、その所掌事務の一部を分掌させるため、健康管理室を附置する。

2 健康管理室の組織に関し必要な事項は、別に本部長が定める。

本条…追加(平成13.3訓令8)

(人身安全対策室)

第14条の10 人身安全・少年課に、その所掌事務の一部を分掌させるため、人身安全対策室を附置する。

2 人身安全対策室の組織に関し必要な事項は、別に本部長が定める。

本条…追加(平成13.3訓令8)、一部改正(平成23.1訓令1、令和2.3訓令7)

第14条の11 削除(平成19.8訓令28)

(告訴・告発センター)

第14条の12 刑事企画課に、その所掌事務の一部を分掌させるため、告訴・告発センターを附置する。

2 告訴・告発センターの組織に関し必要な事項は、別に本部長が定める。

[鹿児島警48]

本条…追加(平成13.3訓令8)、全部改正(平成25.3訓令3)

(暴走族対策室)

第14条の13 交通指導課に、その所掌事務の一部を分掌させるため、暴走族対策室を附置する。

- 2 暴走族対策室の組織に関し必要な事項は、別に本部長が定める。

本条…追加(平成15.1訓令1)

第14条の14 削除(平成31.3訓令8)

(特殊詐欺特別捜査隊)

第14条の15 組織犯罪対策課に、その所掌事務の一部を分掌させるため、特殊詐欺特別捜査隊を附置する。

- 2 特殊詐欺特別捜査隊の組織に関し必要な事項は、別に本部長が定める。

本条…追加(平成19.2訓令1)、見出し…改正・本条…一部改正(平成28.3訓令6、令和4.3訓令5)

第14条の16 削除(令和4.3訓令5)

(外事対策室)

第14条の17 公安課に、その所掌事務の一部を分掌させるため、外事対策室を附置する。

- 2 外事対策室の組織に関し必要な事項は、別に本部長が定める。

本条…追加(平成19.2訓令1)

(取調べ監督室)

第14条の18 総務課に、その所掌事務の一部を分掌させるため、取調べ監督室を附置する。

- 2 取調べ監督室の組織に関し必要な事項は、別に本部長が定める。

本条…追加(平成21.3訓令2)

(地域指導室)

第14条の19 地域課に、その所掌事務の一部を分掌させるため、地域指導室を附置する。

- 2 地域指導室の組織に関し必要な事項は、別に本部長が定める。

本条…追加(平成21.9訓令20)

(警察航空隊)

第14条の20 警備課に、その所掌事務の一部を分掌させるため、警察航空隊を附置する。

2 警察航空隊の組織に関し必要な事項は、別に本部長が定める。

本条…追加(平成22.3訓令6)、一部改正(令和3.5訓令25)

(鉄道警察隊)

第14条の21 地域課に、その所掌事務の一部を分掌させるため、鉄道警察隊を附置する。

2 鉄道警察隊の組織に関し必要な事項は、別に本部長が定める。

本条…追加(平成22.3訓令6)

(自動車警ら隊)

第14条の22 地域課に、その所掌事務の一部を分掌させるため、自動車警ら隊を附置する。

2 自動車警ら隊の組織に関し必要な事項は、別に本部長が定める。

本条…追加(平成22.3訓令6)

(機動捜査隊)

第14条の23 捜査第一課に、その所掌事務の一部を分掌させるため、機動捜査隊を附置する。

2 機動捜査隊の組織に関し必要な事項は、別に本部長が定める。

本条…追加(平成22.8訓令21)

(機動鑑識隊)

第14条の24 鑑識課に、その所掌事務の一部を分掌させるため、機動鑑識隊を附置する。

2 機動鑑識隊の組織に関し必要な事項は、別に本部長が定める。

本条…追加(平成22.8訓令21)

(公安委員会補佐室)

第14条の25 総務課に、その所掌事務の一部を分掌させるため、公安委員会補佐室を附置する。

2 公安委員会補佐室の組織に関し必要な事項は、別に本部長が定める。

本条…追加(平成23.1訓令1)

(捜査支援室)

第14条の26 刑事企画課に、その所掌事務の一部を分掌させるため、捜査支援室を附置する。

2 捜査支援室の組織に関し必要な事項は、別に本部長が定める。

本条…追加〔平成23.1訓令1〕

(検視室)

第14条の27 捜査第一課に、その所掌事務の一部を分掌させるため、検視室を附置する。

2 検視室の組織に関し必要な事項は、別に本部長が定める。

本条…追加〔平成23.1訓令1〕

(犯罪抑止対策室)

第14条の28 生活安全企画課に、その所掌事務の一部を分掌させるため、犯罪抑止対策室を附置する。

2 犯罪抑止対策室の組織に関し必要な事項は、別に本部長が定める。

本条…追加〔平成24.3訓令2〕

(法制指導室)

第14条の29 総務課に、その所掌事務の一部を分掌させるため、法制指導室を附置する。

2 法制指導室の組織に関し必要な事項は、別に本部長が定める。

本条…追加〔平成26.3訓令5〕、一部改正〔令和3.3訓令5、5.2訓令8〕

第14条の30 削除〔平成31.3訓令8〕

(生活安全許可センター)

第14条の31 生活安全企画課にその所掌事務の一部を分掌させるため、生活安全許可センターを附置する。

2 生活安全許可センターの組織に関し必要な事項は、別に本部長が定める。

本条…追加〔平成27.3訓令7〕

(人材育成推進室)

第14条の32 警務課にその所掌事務の一部を分掌させるため、人材育成推進室を附置する。

2 人材育成推進室の組織に関し必要な事項は、別に本部長が定める。

本条…追加〔平成29.3訓令2〕

(高齢者交通安全支援室)

第14条の33 交通企画課にその事務分掌の一部を分掌させるため、高齢者交通安全支援室を附置する。

2 高齢者交通安全支援室の組織に関し必要な事項は、別に本部長が定める。

本条…追加〔平成29.3訓令2〕

第14条の34 削除〔令和5.2訓令8〕

(危機管理対策室)

第14条の35 警備課にその所掌事務の一部を分掌させるため、危機管理対策室を附置する。

- 2 危機管理対策室の組織に関し必要な事項は、別に本部長が定める。

本条…追加(平成31.3訓令8)、一部改正(令和3.3訓令5)

(警察安全相談センター)

第14条の36 総務課に、その所掌事務の一部を分掌させるため、警察安全相談センターを附置する。

- 2 警察安全相談センターの組織に関し必要な事項は、別に本部長が定める。

本条…追加(令和3.3訓令5)、一部改正(令和5.2訓令8)

(ICT推進室)

第14条の37 情報管理課に、その所掌事務の一部を分掌させるため、ICT推進室を附置する。

- 2 ICT推進室の組織に関し必要な事項は、別に本部長が定める。

本条…追加(令和3.3訓令5)

(経済犯罪特別捜査隊)

第14条の38 捜査第二課に、その所掌事務の一部を分掌させるため、経済犯罪特別捜査隊を附置する。

- 2 経済犯罪特別捜査隊の組織に関し必要な事項は、別に本部長が定める。

本条…追加(令和5.2訓令8)

第3章 警察学校

第15条 削除(平成6.3訓令6)

(校長補佐)

第16条 警察学校に、校長補佐を置く。

- 2 校長補佐には、警部の階級にある警察官又はこれに相当する事務職員をもつて充て、本部長が任命する。

- 3 校長補佐は、命を受け、校務の処理について校長を補佐し、併せて学生の教育訓練に従事し、部下の職員を指揮監督する。

旧13条…一部改正し繰下(平成3.3訓令5)、旧15条…繰下(平成4.3訓令6)、本条…一部改正(平成19.3訓令12)

(教官及び助教等)

第17条 警察学校に、所要の教官、事務職員等及びその他の職員を置く。

- 2 教官には、警部補の階級にある警察官又はこれに相当する事務職員若しくは技術職員をもつて充て、本部長が任命する。

- 3 教官は、命を受け、学生の教育訓練に従事し、併せて分掌事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。
- 4 第1項のほか、警察学校に助教を置くことができる。
- 5 助教には、巡査部長若しくは巡査の階級にある警察官又はこれに相当する事務職員若しくは技術職員をもって充てる。
- 6 助教は、命を受け、教官が行う学生の教育訓練を補助し、分掌事務を処理する。
- 7 事務職員等及びその他の職員は、命を受け、分掌事務を処理する。

旧14条…線下(平成3.3訓令5)、旧16条…線下(平成4.3訓令6)、本条…一部改正(平成11.3訓令10、19.3訓令12)

(係及び係長)

第18条 警察学校に、その所掌事務を分掌処理するため、会計係、企画係、厚生係、生活指導係及び教務係を置く。

- 2 会計係長には、事務職員をもって充て、本部長が任命する。
- 3 会計係長は、命を受け、分掌事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。
- 4 その他の係長は、教官の中から校長が命ずる。
- 5 係の分掌事務は、校長が本部長の承認を得て定める。

旧15条…線下(平成3.3訓令5)、旧17条…線下(平成4.3訓令6)、本条…一部改正(平成19.3訓令12、22.8訓令21)

(術科師範)

第19条 警察学校に、術科師範を置くことができる。

- 2 術科師範には、警視又は警部に相当する技術職員をもって充て、本部長が任命する。
- 3 術科師範は、命を受け、学生に対する警察術科の指導教養に当たる。

旧16条…線下(平成3.3訓令5)、旧18条…線下(平成4.3訓令6)、本条…一部改正(平成19.3訓令12)

(講師)

第20条 校長は、必要があるときは、本部長の承認を得て講師を委嘱することができる。

旧17条…線下(平成3.3訓令5)、旧19条…線下(平成4.3訓令6)

## 第4章 警察署

(副署長及び次長)

第21条 警察署(組織規則第39条に規定する警察署を除く。以下この条において同じ。)に、副署長又は次長を置く。

- 2 副署長には警視の階級にある警察官を、次長には警部の階級にある警察官をもって充て、本部長が任命する。

- 3 副署長及び次長は、署長の命を受け、警察署の総括的運営について署長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。

旧18条…繰下(平成3.3訓令5)、旧20条…繰下(平成4.3訓令6)、本条…一部改正(平成6.3訓令6、10訓令22、7.3訓令3、8.3訓令8、17.3訓令8)

(天文館・地域安全対策官)

第21条の2 鹿児島中央警察署に天文館・地域安全対策官を置くことができる。

- 2 天文館・地域安全対策官には、警視又は警部の階級にある警察官をもって充て、本部長が任命する。
- 3 天文館・地域安全対策官は、命を受け、天文館地区の治安対策に関する事務の処理並びに生活安全警察、少年警察及び保安警察に関する事務の処理について、署長及び副署長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。

本条…追加(平成17.3訓令8)、一部改正(平成19.2訓令1)、見出し…改正・本条…一部改正(平成28.3訓令6)

(地域官等)

第22条 警察署に、地域官、地域交通官、刑事官及び警務会計官を置くことができる。

- 2 地域官、地域交通官及び刑事官には警視又は警部の階級にある警察官を、警務会計官にはこれに相当する事務職員をもって充て、本部長が任命する。
- 3 地域官は、命を受け、地域警察に関する事務の処理について、署長及び副署長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
- 4 地域交通官は、命を受け、地域警察及び交通警察に関する事務の処理について、署長及び副署長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
- 5 刑事官のうち、鹿児島中央警察署の刑事官は、命を受け、刑事警察に関する事務の処理について、鹿児島中央警察署以外の刑事官は、命を受け、生活安全警察、少年警察、保安警察及び刑事警察に関する事務の処理について、それぞれ署長及び副署長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
- 6 警務会計官は、命を受け、警務及び会計に関する事務の処理について、それぞれ署長及び副署長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。

本条…一部改正(昭和63.4訓令5)、旧19条…繰下(平成3.3訓令5)、旧21条…繰下(平成4.3訓令6)、本条…一部改正(平成4.7訓令15、6.10訓令22、11.2訓令3、12.3訓令7、19.2訓令1、3訓令12、令和5.2訓令8)

(課及び係並びに担当)

第23条 警察署に、所掌事務を分掌処理するため、課(課に準ずる係を含む。)を置く。

- 2 警察署の課(課に準ずる係を含む。)の名称及びその分掌事務は、別表第3のとおり

りとする。

- 3 署長は、課の所掌事務を分掌処理するため、別に定める基準により、本部長の承認を得て係を置くことができる。
- 4 署長は、前項及び課に準ずる係の分掌事務の範囲内で担当を定めることができる。

旧20条…一部改正し線下(平成3.3訓令5)、旧22条…線下(平成4.3訓令6)

(課長)

第24条 警察署の課に課長を置く。

- 2 課長には、警部若しくは警部補の階級にある警察官又はこれに相当する事務職員をもって充て、本部長が任命する。
- 3 課長は、命を受け、課の分掌事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。

本条…追加(平成4.3訓令6)、一部改正(平成5.3訓令6、19.3訓令12)

(留置専門官等)

第25条 警察署の課に留置専門官及び捜査審理官を置くことができる。

- 2 留置専門官及び捜査審理官には、警部の階級にある警察官をもって充て、本部長が任命する。
- 3 留置専門官は、命を受け、担当の事務の処理について課長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
- 4 捜査審理官は、命を受け、担当の事務の処理について課長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。

本条…追加(平成4.3訓令6)、一部改正(平成13.3訓令8、14.3訓令8、21.9訓令20、23.5訓令19)

(主幹)

第26条 警察署の課に主幹を置くことができる。

- 2 主幹には、警部の階級にある警察官又はこれに相当する事務職員若しくは技術職員をもって充て、本部長が任命する。ただし、警察署の同一課に複数の主幹を配置することとなる場合は、それぞれの担当の事務は、署長が本部長の承認を得て命ずる。
- 3 主幹は、命を受け、担当の事務を処理し、当該事務に関し、部下の職員を指揮監督する。

本条…追加(平成4.3訓令6)、一部改正(平成6.3訓令6、18.3訓令7、19.3訓令12、24.3訓令2)

(課長代理等)

第27条 警察署の課に課長代理及び係長を置くことができる。

- 2 課長代理には、警部補の階級にある警察官又はこれに相当する事務職員若しくは技術職員をもって充て、本部長が任命する。ただし、課長代理の所属する課及び担当の事務は、署長が本部長の承認を得て命ずる。
- 3 係長には、警部補の階級にある警察官をもって充て、本部長が任命する。ただし、係長の所属する課及び担当の事務は、署長が本部長の承認を得て命ずる。
- 4 課長代理及び係長は、命を受け、課の分掌事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。

本条…追加(平成4.3訓令6)、一部改正(平成17.3訓令8、19.3訓令12、23.5訓令19)

(地域総括課長代理)

第27条の2 鹿児島中央警察署、鹿児島西警察署及び鹿児島南警察署の地域課に地域総括課長代理を置くことができる。

- 2 地域総括課長代理には、警部補の階級にある警察官のうち課長代理の職にある者をもって充て、署長が本部長の承認を得て命ずる。
- 3 地域総括課長代理は、命を受け、担当の事務の処理について課長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
- 4 地域総括課長代理の任務その他必要な事項は、本部長が別に定める。

本条…追加(平成21.10訓令21)、全部改正(平成23.5訓令19)、一部改正(平成30.3訓令3)

(主査)

第28条 警察署の課に主査を置くことができる。

- 2 主査には、警部補の階級にある警察官に相当する事務職員又は技術職員をもって充て、本部長が任命する。ただし、主査の所属する課及び担当の事務は、署長が本部長の承認を得て命ずる。
- 3 主査は、命を受け、担当の事務を処理し、当該事務に関し、部下の職員を指揮監督する。

本条…追加(平成4.3訓令6)、一部改正(平成19.3訓令12、23.5訓令19)

(主任及び係員)

第29条 警察署の係に、所要の主任及び係員を置く。

- 2 巡査部長の階級にある警察官は主任とし、事務職員又は技術職員たる主任は、本部長が任命する。ただし、主任の係は署長が命ずる。
- 3 主任は、命を受け、分掌事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。
- 4 主任の分掌事務は、署長が定める。

5 係員には、巡査の階級にある警察官又は事務職員、技術職員（主任たる事務職員等を除く。）若しくはその他の職員をもつて充て、署長が命ずる。

6 係員は、命を受け、分掌事務を処理する。

旧22条…一部改正し繰下〔平成3.3訓令5〕、旧24条…繰下〔平成4.3訓令6〕、本条…一部改正〔平成19.3訓令12〕

（交通巡視員）

第30条 警察署の係に、交通巡視員を置くことができる。

2 交通巡視員は、別に法律で定める要件を備える者の中から、本部長が任命する。

3 交通巡視員の任務その他必要な事項は、本部長が別に定める。

旧23条…一部改正し繰下〔平成3.3訓令5〕、旧25条…繰下〔平成4.3訓令6〕

（少年補導職員）

第31条 警察署の係に、少年補導職員を置くことができる。

2 少年補導職員は、事務職員の中から、本部長が任命する。

3 少年補導職員の任務その他必要な事項は、本部長が別に定める。

旧24条…一部改正し繰下〔平成3.3訓令5〕、旧26条…繰下〔平成4.3訓令6〕、本条…一部改正〔平成10.11訓令46、19.3訓令12、30.3訓令3〕

（船舶乗組員）

第31条の2 警察署の係に、船舶乗組員を置くことができる。

2 船舶乗組員は、技術職員の中から、本部長が任命する。

3 船舶乗組員の任務その他必要な事項は、本部長が別に定める。

本条…追加〔平成7.12訓令21〕、全部改正〔平成11.11訓令24〕、本条…一部改正〔平成19.3訓令12〕

（兼務）

第32条 署長は、必要があるときは、主幹、課長代理、係長、主査、主任又は係員に他の係の分掌事務を兼務させることができる。

旧25条…繰下〔平成3.3訓令5〕、旧27条…一部改正し繰下〔平成4.3訓令6〕、本条…一部改正〔平成23.5訓令19〕

第33条 削除〔平成6.10訓令22〕

（交番等に置く警察官等の種別及びその任命）

第34条 幹部派出所及び警備派出所に、所長を置く。

2 所長には、警部又は警部補の階級にある警察官をもつて充て、本部長が任命する。

3 幹部派出所及び警備派出所に、所長代理を置くことができる。

4 所長代理には、課長代理の職にある警察官をもつて充て、署長が本部長の承認を

得て命ずる。

- 5 幹部派出所及び警備派出所の施設並びに当該所長及び所長代理の監督区域は、別に本部長が定める。
- 6 交番に主幹又は課長代理を、交番等に係長、主任及び係員を置くことができる。
- 7 交番に置く主幹又は課長代理の任命方法、任務等については、第26条第1項、第2項本文及び第3項並びに第27条第1項、第2項本文及び第4項の規定を準用する。この場合において、第26条第1項及び第27条第1項中「警察署の課」とあるのは「交番」と、第26条第3項中「担当の事務を処理し、」とあり、及び第27条第4項中「課の分掌事務を処理し、」とあるのは「自らも受持区を持って当該所管区内の警察事務の執行に従事し、併せて活動をともしする」と読み替えるものとする。
- 8 幹部派出所に置く警部補の階級にある警察官（所長、所長代理を除く。）は幹部派出所係長として、担当の事務とともに署長が本部長の承認を得て命ずる。
- 9 交番、署所在地及び幹部派出所所在地に置く警部補の階級にある警察官（課長代理を除く。）は地域課係長として、担当の事務とともに署長が本部長の承認を得て命ずる。
- 10 警備派出所に置く警部補の階級にある警察官（所長代理を除く。）は警備派出所係長として、署長が本部長の承認を得て命ずる。
- 11 交番等に置く巡査部長の階級にある警察官は主任とし、幹部派出所にあつては、それぞれ分掌する係の主任又は地域係主任として、交番、警備派出所、署所在地及び幹部派出所所在地にあつては、地域係主任として、いずれも署長が命ずる。
- 12 交番等に置く巡査の階級にある警察官並びにこれに相当する事務職員及びその他の職員は、幹部派出所にあつては、それぞれ分掌する係の係員又は地域係員として、交番、警備派出所、署所在地及び幹部派出所所在地にあつては、地域係員として、いずれも署長が命ずる。

旧27条…線下〔平成3.3訓令5〕、旧29条…一部改正し線下〔平成4.3訓令6〕、本条…一部改正〔平成4.7訓令15、6.3訓令6、10訓令22、17.3訓令8、18.3訓令7、19.3訓令12、23.5訓令19〕

（幹部派出所の所長、所長代理、係長及び主任の任務）

第35条 幹部派出所長の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 幹部派出所長は、命を受け、監督区域内の警察事務の処理について、署長、副署長及び次長を補佐し、幹部派出所内の勤務員及び監督区域内の駐在所の勤務員を指揮監督する。
- (2) 幹部派出所長は、監督区域内の警察事務の処理について、警察署の課長と連携

して処理する。

- 2 所長代理は、命を受け、分掌事務を処理し、幹部派出所内の勤務員及び監督区域内の駐在所の勤務員を指揮監督する。
- 3 幹部派出所係長（地域担当を除く。）及び幹部派出所主任（地域係主任を除く。）は、命を受け、担当の事務又は分掌事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。
- 4 幹部派出所係長（地域担当）及び幹部派出所地域係主任は、命を受け、自らも受持区をもって当該所管区内の警察事務の執行に従事し、併せて活動をともにする下位の階級にある地域勤務員を指揮監督する。

本条…追加(平成4.3訓令6)、一部改正(平成4.7訓令15、6.10訓令22、12.3訓令7、23.5訓令19)

(交番又は署所在地の係長及び主任の任務)

第36条 地域課係長及び地域係主任は、命を受け、自らも受持区を持って当該所管区内の警察事務の執行に従事し、併せて活動をともにする下位の階級にある勤務員を指揮監督する。

本条…追加(平成4.3訓令6)、一部改正(平成4.7訓令15、6.3訓令6、10訓令22、23.5訓令19)

(警備派出所の所長、所長代理、係長及び主任の任務)

第37条 警備派出所長及び所長代理は、命を受け、警戒区域内の警察事務のうち、別に定める事務を処理し、当該警備派出所の勤務員を指揮監督する。

- 2 警備派出所係長及び警備派出所地域係主任は、命を受け、当該警戒区域内の警察事務の執行に従事し、併せて当該警備派出所の下位の階級にある勤務員を指揮監督する。

本条…追加(平成4.3訓令6)、一部改正(平成4.7訓令15、23.5訓令19)

(交番等勤務員の任務)

第38条 交番等勤務を命ぜられた巡査の階級にある警察官は、当該所管区内又は警戒区域内における警察事務の執行に従事する。

- 2 幹部派出所勤務を命ぜられた事務職員及びその他の職員は、当該幹部派出所における警察事務の執行に従事する。

旧29条…繰下(平成3.3訓令5)、旧31条…繰下(平成4.3訓令6)、本条…一部改正(平成6.10訓令22、19.3訓令12)

(駐在所)

第39条 駐在所には、警部補、巡査部長又は巡査の階級にある警察官を置く。ただし、複数の警察官を配置する駐在所にあつては、警部補、巡査部長及び巡査の階級にある警察官を組み合わせることで置くことができる。

- 2 駐在所に置く警部補の階級にある警察官は、地域課係長又は幹部派出所係長として、担当の事務とともに署長が本部長の承認を得て命ずる。
- 3 駐在所に置く巡査部長の階級にある警察官は、駐在所勤務の地域係主任として、巡査の階級にある警察官は、駐在所勤務の地域係員として、いずれも署長が命ずる。
- 4 駐在所勤務の地域課係長、幹部派出所係長及び地域係主任は、命を受け、自らも受持区をもつて当該所管区内の警察事務の執行に従事し、併せて活動をともにする下位の階級にある勤務員を指揮監督する。
- 5 駐在所勤務の地域係員は、当該所管区内の警察事務の執行に従事する。

本条…一部改正(平成元.8訓令14)、旧30条…繰下(平成3.3訓令5)、旧32条…一部改正し繰下(平成4.3訓令6)、本条…一部改正(平成4.7訓令15、23.5訓令19)

(臨時交番)

第40条 署長は、必要があるときは、あらかじめ本部長の承認を得て、臨時交番を設けることができる。

- 2 前項の場合において、署長は、設置の年月日、場所、期間、理由及びその他参考となる事項を、本部長に上申しなければならない。

旧31条…繰下(平成3.3訓令5)、旧33条…繰下(平成4.3訓令6)、本条…一部改正(平成6.10訓令22)

(検問所及び連絡所)

第41条 署長は、犯罪の予防及び捜査、被疑者の検挙、交通の取締りその他職務執行のため、必要な場所に検問所を、警察署又は交番等若しくは駐在所と公衆との連絡、相談又は諸願届の受理等の便宜のため、必要な場所に連絡所を設置することができる。

旧32条…繰下(平成3.3訓令5)、旧34条…繰下(平成4.3訓令6)、本条…一部改正(平成6.10訓令22)

(細則)

第42条 署長は、この訓令の施行に必要な細則を定め、本部長の承認を得なければならない。

- 2 前項の細則を変更しようとするときも、また同様とする。

旧33条…繰下(平成3.3訓令5)、旧35条…繰下(平成4.3訓令6)

附 則

- 1 この訓令は、昭和52年4月7日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。
- 2 この訓令施行の際、別に辞令を発しない限り次表左欄に掲げる者は、同表右欄に掲げる職名を命ぜられたものとする。

第2編 警務 鹿児島県警察の組織に関する訓令

左 欄	右 欄
警務部広報室長	警務部広報課長
警務部広報室次席	警務部広報課次席
警務部広報室係長	警務部広報課係長
警務部広報室勤務	警務部広報課勤務

3 鹿児島県警察の組織に関する訓令（昭和36年鹿児島県警察本部訓令第8号）は廃止する。

附 則（昭和53.3.30訓令3）

この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54.3.29訓令3）

この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55.3.3訓令6）

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56.3.19訓令4）

この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和56.8.20訓令10）

この訓令は、昭和56年9月1日から施行する。

附 則（昭和57.3.9訓令5）

この訓令は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和57.8.17訓令8）

この訓令は、昭和57年9月1日から施行する。

附 則（昭和58.3.1訓令2）

この訓令は、昭和58年3月1日から施行する。

附 則（昭和59.2.29訓令2）

1 この訓令は、昭和59年3月1日から施行する。

2 この訓令施行の際、別に辞令を発せられない限り、次表左欄に掲げる者は、同表右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

左 欄	右 欄
鹿児島西、鹿児島南、指宿、川内、鹿屋及び名瀬の各警察署を除く各警察署	刑事防犯課長

第2編 警務 鹿児島県警察の組織に関する訓令

刑事課長	
鹿児島西、鹿児島南、指宿、川内、鹿屋及び名瀬の各警察署を除く各警察署 刑事課長代理	刑事防犯課長代理

附 則 (昭和60. 9. 18訓令10)

この訓令は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則 (昭和61. 2. 25訓令3)

この訓令は、昭和61年3月1日から施行する。ただし、第2条及び第5条並びに別表第1の改正に係る部分については、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61. 12. 18訓令27)

この訓令は、昭和62年1月1日から施行する。

附 則 (昭和62. 3. 17訓令7)

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62. 5. 28訓令14)

この訓令は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則 (昭和62. 8. 21訓令18)

この訓令は、昭和62年8月21日から施行する。

附 則 (昭和63. 4. 1訓令5)

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63. 8. 23訓令9)

この訓令は、昭和63年9月1日から施行する。

附 則 (平成元. 2. 28訓令2)

この訓令は、平成元年3月1日から施行する。ただし、第1条中鹿児島県警察の組織に関する訓令第5条第2項、同条第3項、同条第8項及び別表第1刑事部の部捜査第一課の項の改正規定は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成元. 8. 18訓令14)

この訓令は、平成元年8月25日から施行する。ただし、第4条中「通信指令室長」及び第5条中「通信指令官」の改正規定は、平成元年9月1日から施行する。

附 則 (平成元. 11. 1訓令23)

この訓令は、平成元年11月1日から施行する。

附 則 (平成2. 8. 15訓令27)

第2編 警務 鹿児島県警察の組織に関する訓令

この訓令は、平成2年9月1日から施行する。

附 則 (平成3.3.1訓令5)

この訓令は、平成3年3月1日から施行する。ただし、第8条、第22条及び別表第2に係る改正規定は、平成3年4月1日から施行することとし、施行の際、鹿児島県警察主事及び鹿児島県警察技師に任命されている者は、別に辞令を用いないでそれぞれ鹿児島県警察事務吏員及び鹿児島県警察技術吏員に任命されたものとする。

附 則 (平成3.7.30訓令15)

この訓令は、平成3年7月30日から施行する。

附 則 (平成4.3.9訓令6)

この訓令は、平成4年3月9日から施行し、平成4年3月2日から適用する。

附 則 (平成4.7.20訓令15)

- 1 この訓令は、平成4年8月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、別に辞令を發せられない限り、次表左欄に掲げる者は、同表右欄に掲げる職名を命ぜられたものとする。

左 欄	右 欄
保安部外勤課次席	保安部地域課次席
保安部外勤課外勤指導官	保安部地域課地域企画指導官
保安部外勤課課長補佐	保安部地域課課長補佐
保安部外勤課係長	保安部地域課係長
保安部外勤課主査	保安部地域課主査
鹿児島中央、鹿児島西、鹿児島南、指宿、知覧、加世田、伊集院、串木野、川内、阿久根、出水、大口、加治木、国分、大隅、志布志、鹿屋、種子島、名瀬の各警察署外勤課長	地 域 課 長
鹿児島中央、鹿児島西、鹿児島南、指宿、川内、加治木、国分、鹿屋、名瀬の各警察署外勤課長代理	地 域 課 長 代 理
枕崎、宮之城、横川、高山、徳之島、大根占、屋久島、瀬戸内、沖永良部の各警察署警務外勤課長	警 務 地 域 課 長

第2編 警務 鹿児島県警察の組織に関する訓令

附 則 (平成4.8.20訓令17)

この訓令は、平成4年8月24日から施行する。

附 則 (平成5.3.29訓令6)

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成5.8.20訓令12)

この訓令は、平成5年9月1日から施行する。

附 則 (平成6.3.22訓令6)

- 1 この訓令は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、次席に任命されている者は、別に辞令を用いないで理事官に任命されたものとする。

附 則 (平成6.10.24訓令22)

- 1 この訓令は、平成6年11月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、別に辞令を発せられない限り、次表左欄に掲げる者は、同表右欄に掲げる職名を命ぜられたものとする。

左 欄	右 欄
保安部防犯課理事官	生活安全部生活安全企画課理事官
保安部地域課理事官	生活安全部地域課理事官
保安部少年課理事官	生活安全部少年課理事官
保安部生活保安課理事官	生活安全部生活保安課理事官
保安部地域課地域企画指導官	生活安全部地域課地域企画指導官
保安部防犯課課長補佐	生活安全部生活安全企画課課長補佐
保安部地域課課長補佐	生活安全部地域課課長補佐
保安部少年課課長補佐	生活安全部少年課課長補佐
保安部生活保安課課長補佐	生活安全部生活保安課課長補佐
保安部防犯課主幹	生活安全部生活安全企画課主幹
保安部地域課航空隊長	生活安全部地域課航空隊長
保安部地域課主幹	生活安全部地域課主幹
保安部少年課主幹	生活安全部少年課主幹
保安部生活保安課主幹	生活安全部生活保安課主幹

第2編 警務 鹿児島県警察の組織に関する訓令

保安部防犯課係長	生活安全部生活安全企画課係長
保安部地域課係長	生活安全部地域課係長
保安部少年課係長	生活安全部少年課係長
保安部生活保安課係長	生活安全部生活保安課係長
保安部地域課主査	生活安全部地域課主査
保安部少年課主査	生活安全部少年課主査
保安部生活保安課主査	生活安全部生活保安課主査
鹿児島中央、鹿児島西及び鹿児島南の各警察署防犯課長	鹿児島中央、鹿児島西及び鹿児島南の各警察署生活安全課長
鹿児島中央、鹿児島西及び鹿児島南の各警察署を除く各警察署刑事防犯課長	鹿児島中央、鹿児島西及び鹿児島南の各警察署を除く各警察署生活安全刑事課長
鹿児島中央、鹿児島西及び鹿児島南の各警察署防犯課長代理	鹿児島中央、鹿児島西及び鹿児島南の各警察署生活安全課長代理
鹿児島中央、鹿児島西及び鹿児島南の各警察署を除く各警察署刑事防犯課長代理	鹿児島中央、鹿児島西及び鹿児島南の各警察署を除く各警察署生活安全刑事課長代理

附 則 (平成6.11.25訓令24抄)

- 1 この訓令は、平成6年12月1日から施行する。

附 則 (平成7.3.6訓令3抄)

- 1 この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成7.12.25訓令21)

この訓令は、平成8年1月1日から施行する。

附 則 (平成8.3.13訓令8抄)

- 1 この訓令は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第4条の表に生活安全特別捜査隊長の項を加える改正規定は、平成8年3月28日から施行する。

附 則 (平成8.5.20訓令13)

この訓令は、平成8年5月20日から施行し、平成8年5月15日から適用する。

附 則 (平成9.2.21訓令4抄)

- 1 この訓令は、平成9年2月28日から施行する。

附 則 (平成9.5.6訓令10)

この訓令は、平成9年5月6日から施行する。

附 則 (平成10. 2. 19訓令1)

この訓令は、平成10年2月23日から施行する。

附 則 (平成10. 3. 23訓令8)

この訓令は、平成10年3月27日から施行する。

附 則 (平成10. 9. 25訓令16抄)

1 この訓令は、平成11年1月1日から施行する。

附 則 (平成10. 11. 11訓令46)

この訓令は、平成10年12月8日から施行する。

附 則 (平成11. 2. 15訓令3)

この訓令は、平成11年2月15日から施行する。

附 則 (平成11. 3. 3訓令10)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成11. 8. 27訓令22)

この訓令は、平成11年9月3日から施行する。

附 則 (平成11. 11. 5訓令24)

この訓令は、平成11年11月8日から施行する。

附 則 (平成12. 3. 10訓令7)

この訓令は、平成12年3月24日から施行する。ただし、第1条の改正規定、第5条の2の改正規定(暴力団対策課に係る部分に限る。)、第13条の改正規定(暴力団対策室に係る部分に限る。)、別表第1の改正規定(捜査第二課及び暴力団対策課に係る部分に限る。)及び別表第3の改正規定は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12. 8. 28訓令14)

この訓令は、平成12年9月4日から施行する。

附 則 (平成12. 12. 22訓令20)

この訓令は、平成13年1月1日から施行する。

附 則 (平成13. 2. 13訓令2)

この訓令は、平成13年3月1日から施行する。

附 則 (平成13. 3. 16訓令8)

この訓令は、平成13年3月23日から施行する。ただし、第1条の別表第1の改正規定(交通機動隊川内分駐係、鹿屋分駐係に係る部分に限る。)及び第6条の改正規定

[鹿児島警41]

は、平成13年3月28日から施行し、第1条の第13条の改正規定、別表第1の改正規定（相談広報課及びハイテク犯罪に係る部分に限る。）及び別表第3の改正規定（相談広報課に係る部分に限る。）並びに第3条の第12条及び第14条の改正規定（相談広報課に係る部分に限る。）並びに第4条の別表第2の改正規定（相談広報課に係る部分に限る。）及び別表第3の改正規定（相談広報課に係る部分に限る。）並びに第5条の別表第1の改正規定（相談広報課に係る部分に限る。）は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13.10.26訓令36）

この訓令は、平成13年11月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定及び別表第1の改正規定（同表警務部の部相談広報課の項に係る部分に限る。）は、平成13年12月1日から施行する。

附 則（平成13.12.14訓令47）

この訓令は、平成13年12月14日から施行する。

附 則（平成14.3.19訓令8）

この訓令は、平成14年3月25日から施行する。

附 則（平成15.1.27訓令1）

1 この訓令は、平成15年2月10日から施行する。

2 地域安全指導センターの設置に関する訓令（平成8年鹿児島県警察本部訓令第2号）は、廃止する。

附 則（平成15.4.15訓令13）

この訓令は、平成15年4月15日から施行する。

附 則（平成16.3.11訓令3）

この訓令は、平成16年3月25日から施行する。

附 則（平成17.3.14訓令8）

1 この訓令は、平成17年3月22日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表第3の改正規定（鹿児島中央警察署天文館対策課及び鹿児島南警察署留置管理課に係る部分に限る。）は平成17年3月28日から、第4条第1項の表の改正規定（薬物事犯捜査指導官及び国際犯罪捜査情報官に係る部分に限る。）、第5条の2第1項の表の改正規定（企業対象暴力事犯指導官、銃器事犯捜査共助官、薬物事犯捜査共助官に係る部分に限る。）、第14条の4の改正規定、第14条の6第1項の改正規定、別表第1の改正規定及び別表第3の改正規定（生活環境課及び組織犯罪対策課に係る部分に限る。）は同年4月1日から施行する。

- 2 この訓令の施行日の前日に次の表の左欄に掲げる職にある者は、別に辞令を発せられない限り、施行日付けでそれぞれ同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

左 欄	右 欄
警察署警務課長代理	警 察 署 課 長 代 理
警察署留置管理課長代理	
警察署会計課長代理	
警察署生活安全刑事課長代理	
警察署生活安全課長代理	
警察署地域課長代理	
警察署刑事課長代理	
警察署刑事第一課長代理	
警察署刑事第二課長代理	
警察署交通課長代理	
警察署警備課長代理	
警察署幹部派出所長代理	

附 則 (平成18.3.14訓令7抄)

- 1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項の表、第5条第1項、第14条の11、第26条第3項及び別表第1の改正規定は、同年3月28日から施行する。

附 則 (平成19.2.8訓令1)

この訓令は、平成19年2月13日から施行する。ただし、第5条の2、第11条の2及び別表第1警備部の部警備課の項の改正規定は、同年3月5日から施行する。

附 則 (平成19.3.28訓令12)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19.8.31訓令28抄)

- 1 この訓令は、平成19年8月31日から施行する。

附 則 (平成20.2.28訓令1抄)

- 1 この訓令は、平成20年3月24日から施行する。

附 則 (平成20.3.5訓令3)

この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

附 則 (平成20.8.8訓令16)

この訓令は、平成20年9月1日から施行する。

附 則 (平成20.9.29訓令21)

この訓令は、平成20年10月1日から施行する。〔以下略〕

附 則 (平成21.3.9訓令2)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21.9.29訓令20)

この訓令は、平成21年10月21日から施行する。

附 則 (平成21.10.21訓令21)

この訓令は、平成21年10月21日から施行する。

附 則 (平成22.3.17訓令6)

この訓令は、平成22年3月26日から施行する。

附 則 (平成22.8.30訓令21抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成22年9月1日から施行する。

附 則 (平成23.1.27訓令1)

この訓令は、平成23年2月15日から施行する。ただし、別表第1警務部の部警務課の項中「人材育成係、拳銃管理係」、同部会計課の項中「装備第一係、装備第二係」及び同表刑事部の部捜査第一課の項中「長期未解決事件捜査係」並びに別表第3の改正規定は、同年2月16日から施行し、第4条第1項の表中総務会計官の部刑事企画課の項及び地域調査官の部並びに別表第1警務部の部警務課の項中「電話交換係」、同部情報管理課の項中「通信係」、同表交通部の部交通企画課の項中「交通安全啓発係」及び同部交通指導課の項中「交通鑑識係」の改正規定は、同年3月17日から施行する。

附 則 (平成23.5.26訓令19)

1 この訓令は、平成23年6月1日から施行する。

2 この訓令の施行日の前日に主査の職にある警察官は、別に辞令を発せられない限り、施行日付けで係長の職を命ぜられたものとする。

附 則 (平成24.3.16訓令2)

この訓令は、平成24年3月23日から施行する。ただし、第1条中鹿児島県警察の組織に関する訓令第5条の2第1項の表及び別表第1刑事部の部捜査第一課の項の改正規定は、同年3月26日から施行し、第5条の4、第10条の3、第26条及び別表第1刑

事部の部科学捜査研究所の項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則 (平成25.3.21訓令3)

この訓令は、平成25年3月22日から施行する。

附 則 (平成25.8.27訓令16)

この訓令は、平成25年9月1日から施行する。

附 則 (平成26.3.12訓令5)

この訓令は、平成26年3月24日から施行する。

附 則 (平成27.3.6訓令7)

この訓令は、平成27年3月16日から施行する。

附 則 (平成28.3.4訓令6)

この訓令は、平成28年3月22日から施行する。

附 則 (平成28.4.20訓令15)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28.8.19訓令19)

この訓令は、平成28年9月1日から施行する。

附 則 (平成29.3.24訓令2)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30.3.12訓令3)

この訓令は、平成30年3月23日から施行する。

附 則 (平成31.3.8訓令8)

この訓令は、平成31年3月18日から施行する。

附 則 (令和2.3.9訓令7)

この訓令は、令和2年3月23日から施行する。〔以下略〕

附 則 (令和3.3.19訓令5)

この訓令は、令和3年3月26日から施行する。ただし、第4条第1項の表苦情・相談調査官の部を削る改正規定、第14条の35の次に2条を加える改正規定(第14条の36に係る部分に限る。)、別表第1警務部の部相談広報課の項係名の欄中「警察安全相談・苦情係」を削る改正規定及び別表第2の2警務部の部相談広報課の項附置機関の欄中「被害者支援室」の次に「警察安全相談センター」を加える改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3.5.31訓令25)

この訓令は、令和3年6月11日から施行する。

附 則 (令和4.3.4訓令5抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和4年3月25日から施行する。

附 則 (令5.2.28訓令8)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年3月17日から施行する。

(留置管理室の設置に関する訓令の廃止)

- 2 留置管理室の設置に関する訓令(平成31年鹿児島県警察本部訓令第6号)は、廃止する。

別表第1 (第6条関係)

本部の各課の係の名称

部名	課名	係名
警務部	警務課	会計係, 人事係, 採用第一係, 採用第二係, 給与係, 企画第一係, 企画第二係, 企画第三係
	総務課	会計係, 総務係, 企画渉外係, 広報係, 音楽隊係, 電話交換係
	会計課	会計係, 予算第一係, 予算第二係, 調度係, 装備第一係, 装備第二係
	監察課	会計係, 表彰係, 監察係, 訟務係
	厚生課	会計係, 福利企画係, 厚生係, 共済係
	情報管理課	会計係, 企画指導係
	留置管理課	会計係, 企画指導係, 護送係, 管理係, 看守係
生活安全部	生活安全企画課	会計係, 企画指導係, 生活安全係, 子供・女性の安全対策係, 告訴・告発係
	地域課	会計係, 企画係, 船舶係
	人身安全・少年課	会計係, 企画係, 少年事件係, 告訴・告発係
	生活環境課	会計係, 企画指導係, 生安特捜係, 女性被害特捜係, 告訴・告発係
	サイバー犯罪対策課	会計係, 企画指導係, 支援係, サイバーセキュリティ係, 特捜係, 告訴・告発係
刑事部	刑事企画課	会計係, 刑事企画係, 捜査共助係, 刑事法令係, 刑事公判係, 刑事教養係, 取調べ指導係, 傍受指導係
	捜査第一課	会計係, 企画係, 強行犯係, 強行特捜第一係, 強行特捜第二係, 性犯罪捜査指導係, 特殊事件捜査係, 広域犯係, 科学捜査係, 盗犯係, 盗犯特捜係, 組織窃盗対策係, 手口係, 広域機動捜査係, 長期未解決事件捜査係, 告訴・告発係, 火災犯係
	捜査第二課	会計係, 知能犯企画係, 知能犯指導係, 知能犯特捜第一係, 知能犯特捜第二係
		会計係, 企画指導係, 情報管理・分析係, 情報係, 暴

第2編 警務 鹿兒島県警察の組織に関する訓令

	組織犯罪対策課	力団指定係, 暴力犯特捜係, 暴力排除係, 薬物特捜係, 密輸組織対策係, 銃器特捜係, 国際犯罪捜査係, 告訴・告発係
	鑑識課	会計係, 企画指導係, 現場係, 技術開発係, 足痕跡係, 警察犬係, 現場写真係, 写真資料係, 検証係
	科学捜査研究所	会計係, 企画指導係
交通部	交通企画課	会計係, 企画調査係, 企画指導係, 交通事故統計係, 交通事故分析係, 交通安全啓発係
	交通指導課	会計係, 企画係, 執行管理係, 指導係, 通告係, 捜査指導係, 駐車対策係, 図化係, 交通特別捜査係, 交通鑑識係, 告訴・告発係
	交通規制課	会計係, 企画許可係, 都市規制係, 地方規制係, 信号係, 標識標示係, 管制係
	免許管理課	会計係, 免許登録係, 免許適性係, 免許証作成係, 講習指導係, 行政処分企画係, 行政処分審査係, 聴聞係, 高齢運転者管理係
	免許試験課	会計係, 学科試験第一係, 学科試験第二係, 技能試験第一係, 技能試験第二係, 新規免許係, 自動車教習所係
	交通機動隊	会計係, 審理係, 企画指導係, 機動取締係, 北薩分駐係, 始良・伊佐分駐係, 大隅分駐係
	高速道路交通警察隊	会計係, 企画指導係, 高速管理係, 市来分駐係, 末吉分駐係
警備部	公安課	会計係, 警備企画係, 情報係, 警備資料係, 事件係, 告訴・告発係
	警備課	会計係, 警備実施係, 重要防護対象対策係, 警護係
	警衛警備対策課	総務係, 会計係, 総括係, 警備対策係, 交通対策係, 通信対策係
	機動隊	会計係, 企画係, 装備係, 教養訓練係, 管区機動係

本表…一部改正(昭和60.9訓令10、61.2訓令3、62.3訓令7、5訓令14、8訓令18、63.4訓令5、8訓令9、平成元.2訓令2、8訓令14、2.8訓令27、3.3訓令5、4.3訓令6、7訓令15、8訓令17、5.3訓令6、6.3訓令6)、全部改正(平成6.10訓令22)、一部改正(平成7.3訓令3、8.3訓令8、5訓令13、9.2訓令4、10.2訓令1、3訓令8、11.2訓令3、8訓令22、11訓令24、12.3訓令7、8訓令14、13.3訓令8、10訓令36、14.3訓令8、15.1訓令1、4訓令13、16.3訓令3、17.3訓令8、18.3訓令7、19.2訓令1、8訓令)

第2編 警務 鹿児島県警察の組織に関する訓令

令28、20.3訓令3、9訓令21、21.3訓令2、9訓令20、22.3訓令6、8訓令21、23.1訓令1、24.3訓令2、25.3訓令3、26.3訓令5、27.3訓令7、28.3訓令6、4訓令15、8訓令19、29.3訓令2、30.3訓令3、31.3訓令8、令和2.3訓令7、3.3訓令5、4.3訓令5、5.2訓令8)

別表第2 (第8条関係)

その他の職員の職及び職務

職	職 務
運 転 技 師	命を受け、自動車運転技術に関する職務に従事する。
整 備 技 師	命を受け、自動車整備技術に関する職務に従事する。
書 記	命を受け、単純な事務又は労務に従事する。

本表…追加(平成3.3訓令5)、一部改正(平成6.3訓令6、7.12訓令21、22.3訓令6)

別表第2の2 (第11条の3関係)

附 置 機 関

部 名	課 名	附 置 機 関
警 務 部	警 務 課	人材育成推進室
	総 務 課	被害者支援室, 警察情報センター, 取調べ監督室, 公安委員会補佐室, 法制指導室, 警察安全相談センター
	会 計 課	施設管理室, 監査室
	厚 生 課	健康管理室
	情報管理課	I C T推進室, 照会センター
生活安全部	生活安全企画課	犯罪抑止対策室, 生活安全許可センター
	地 域 課	通信指令室, 地域指導室, 鉄道警察隊, 自動車警ら隊
	人身安全・少年課	人身安全対策室, 少年サポートセンター
刑 事 部	刑事企画課	捜査支援室, 告訴・告発センター
	捜査第一課	機動捜査隊, 検視室
	捜査第二課	経済犯罪特別捜査隊
	組織犯罪対策課	特殊詐欺特別捜査隊
	鑑 識 課	指紋情報管理室, 機動鑑識隊
交 通 部	交通企画課	高齢者交通安全支援室
	交通指導課	暴走族対策室
警 備 部	公 安 課	外事対策室
	警 備 課	危機管理対策室, 警察航空隊

本表…追加(平成23.1訓令1)、一部改正(平成23.5訓令19、24.3訓令2、25.3訓令3、26.3訓令5、27.3訓令7、28.3訓令6、29.3訓令2、30.3訓令3、31.3訓令8、令和2.3訓令7、3.3訓令5、5訓令25、4.3訓令5、5.2訓令8)

別表第3 (第23条関係)

警察署の課 (課に準ずる係を含む。)の名称及び分掌事務

警察署名	課又は係名	分 掌 事 務 (対応する警察本部の各課)
鹿児島中央警察署	警務課	警務課, 総務課, 会計課 (警察装備に関する事項に限る。), 監察課, 厚生課 (警察共済組合及び警察協会の事項を除く。), 情報管理課, 留置管理課
	会計課	会計課 (警察装備の事項を除く。), 厚生課 (警察共済組合及び警察協会に関する事項に限る。)
	生活安全課	生活安全企画課, 人身安全・少年課, 生活環境課, サイバー犯罪対策課
	地域課	地域課
	刑事第一課	刑事企画課, 捜査第一課, 鑑識課
	刑事第二課	捜査第二課, 組織犯罪対策課
	交通課	交通企画課, 交通指導課, 交通規制課, 免許管理課, 免許試験課
	警備課	公安課, 警備課, 警衛警備対策課
	天文館・地域安全対策課	生活安全企画課
鹿児島西警察署, 鹿児島南警察署	警務課	警務課, 総務課, 会計課 (警察装備に関する事項に限る。), 監察課, 厚生課 (警察共済組合及び警察協会の事項を除く。), 情報管理課, 留置管理課
	会計課	会計課 (警察装備の事項を除く。), 厚生課 (警察共済組合及び警察協会に関する事項に限る。)
	生活安全課	生活安全企画課, 人身安全・少年課, 生活環境課, サイバー犯罪対策課
	地域課	地域課
	刑事第一課	刑事企画課, 捜査第一課, 鑑識課
	刑事第二課	捜査第二課, 組織犯罪対策課
	交通課	交通企画課, 交通指導課, 交通規制課, 免許管理課, 免許試験課

第2編 警務 鹿児島県警察の組織に関する訓令

	警備課	公安課, 警備課, 警衛警備対策課
薩摩川内警察署, 霧島警察署, 鹿屋警察署, 奄美警察署	警務課	警務課, 総務課, 会計課 (警察装備に関する事項に限る。), 監察課, 厚生課 (警察共済組合及び警察協会の事項を除く。), 情報管理課, 留置管理課
	会計課	会計課 (警察装備の事項を除く。), 厚生課 (警察共済組合及び警察協会の事項に限る。)
	生活安全課	生活安全企画課, 人身安全・少年課, 生活環境課, サイバー犯罪対策課
	地域課	地域課
	刑事課	刑事企画課, 捜査第一課, 捜査第二課, 組織犯罪対策課, 鑑識課
	交通課	交通企画課, 交通指導課, 交通規制課, 免許管理課, 免許試験課
	警備課	公安課, 警備課, 警衛警備対策課
鹿児島中央 鹿児島西 鹿児島南 薩摩川内 霧島 鹿屋 奄美 各警察署 を除く警 察署	警務課	警務課, 総務課, 会計課 (警察装備に関する事項に限る。), 監察課, 厚生課 (警察共済組合及び警察協会の事項を除く。), 情報管理課, 留置管理課
	会計課	会計課 (警察装備の事項を除く。), 厚生課 (警察共済組合及び警察協会に関する事項に限る。)
	生活安全刑事課	生活安全企画課, 人身安全・少年課, 生活環境課, サイバー犯罪対策課, 刑事企画課, 捜査第一課, 捜査第二課, 組織犯罪対策課, 鑑識課
	地域課	地域課
	交通課	交通企画課, 交通指導課, 交通規制課, 免許管理課, 免許試験課
	警備課	公安課, 警備課, 警衛警備対策課

本表…一部改正(昭和60.9訓令10、61.2訓令3)、全部改正(昭和63.4訓令5)、旧別表第2…全部改正し  
 練下(平成3.3訓令5)、一部改正(平成4.3訓令6、7訓令15、5.3訓令6、6.3訓令6)、全部改正(平成6.  
 10訓令22)、一部改正(平成7.3訓令3、11.2訓令3、12.3訓令7、13.3訓令8、17.3訓令8、21.3訓令  
 2、23.1訓令1、5訓令19、25.3訓令3、26.3訓令5、28.3訓令6、30.3訓令3、31.3訓令8、令和2.3  
 訓令7、3.3訓令5、5.2訓令8)